

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によつて、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。

平成十九年四月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

(仮称) マックスバリュ東広島高屋店B敷地

2 所在地

東広島市高屋町杵原一八一〇番外

二 県の通知の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

2 縦覧期間

平成十九年四月二十六日から平成十九年五月二十八日まで。ただし、土曜日、日曜日

及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで